

佐久市自殺対策連絡協議会設置要綱

(設置)

**第1条** 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の基本理念に基づき、本市における自殺対策を総合的に推進するため、佐久市自殺対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 協議会は、自殺対策の推進のために必要な事項について協議し、及び関係機関相互の連絡調整を行う。

(組織)

**第3条** 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱した委員25人以内で組織する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 民間団体の代表者又は職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が認める者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、市民健康部健康づくり推進課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。